

2025年3月10日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『eMAXIS Slim 国内株式（読売 333）』の設定について

三菱UFJアセットマネジメント株式会社（東京都港区、取締役社長 ^{よこかわ} 横川 ^{すなお} 直、以下「三菱UFJアセットマネジメント」）は、『eMAXIS Slim 国内株式（読売 333）』を新規に設定いたします。2025年3月26日（水）に設定、運用を開始いたしますので、ファンドの特色等についてお知らせします。

当ファンドは、読売株価指数（読売 333）（配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。当該指数は、日本の株式市場における全上場銘柄の中から選定された 333 銘柄で構成されており、全銘柄を均等保有する「等ウェイト型」にて算出されています。特定の企業の動向に左右されにくく、国内株式市場における幅広い企業の動向を捉え長期投資をしたい投資家のみなさまの新たな選択肢の一つになりうると考えております。

当ファンドはNISAの成長投資枠の対象です（販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください）。ファンドの詳細については次のページ以降をご覧ください。

- ・当ファンドの有価証券届出書を2025年3月10日（月）に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。
- ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産	年1回	日本	ファミリーファンド	その他 (読売株価指数 (読売333)(配当込み))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- | | |
|-----------------------|---|
| ■委託会社（ファンドの運用の指図等） | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社 |
| ■受託会社（ファンドの財産の保管・管理等） | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ■販売会社（購入・換金の取扱い等） | 楽天証券株式会社
株式会社SBI証券
マネックス証券株式会社
株式会社スマートプラス
三菱UFJアセットマネジメント株式会社※
※株式会社スマートプラスと共同で投資信託取引サービスを提供しております。 |

ファンドの目的

読売株価指数(読売333)(配当込み)に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1

読売株価指数(読売333)(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 読売株価指数(読売333)(配当込み)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

<読売株価指数(読売333)について>

読売株価指数(読売333)とは、読売新聞社が提供する株価指数で、国内株式市場における全上場銘柄のうち、浮動株調整時価総額および市場流動性を考慮して選定された333銘柄により構成され、全銘柄を均等保有する「等ウェイト型」にて算出されます。

このため、特定の企業の動向に左右されにくく、国内株式市場における幅広い企業の動向を捉えることができます。

同指数の基準日は1985年11月29日、基準日の指数値(基準値)は10,000円です。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

- ① 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

主として対象インデックスに採用されているわが国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は読売333日本株インデックスマザーファンドを通じて行います。

■ ファンドの仕組み

運用は主に読売333日本株インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資するファミリーファンド方式により行います。



■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■ 分配方針

- 年1回の決算時(4月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
(初回決算日は、2026年4月27日です。)

読売株価指数(読売333)の知的財産権およびその他一切の権利は株式会社読売新聞東京本社および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
なお、株式会社読売新聞東京本社および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、指数の利用者およびその関連会社が当指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、読売株価指数(読売333)(配当込み)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 日々の純資産総額に対して、年率0.143%(税抜 年率0.130%)以内をかけた額</p> <table border="1"> <tr> <td>1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</td> </tr> </table> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンドの純資産総額に応じて</th> <th rowspan="2">信託報酬率 (税込 年率)</th> <th colspan="4">配分(税抜 年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500億円未満の部分</td> <td>0.14300%</td> <td>0.1300%</td> <td>0.0550%</td> <td>0.0550%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>2,500億円以上 5,000億円未満の部分</td> <td>0.14289%</td> <td>0.1299%</td> <td>0.0549%</td> <td>0.0550%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>5,000億円以上の部分</td> <td>0.14278%</td> <td>0.1298%</td> <td>0.0548%</td> <td>0.0550%</td> <td>0.02%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>(有価証券の貸付の指図を行った場合) 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%(税抜 45.0%)以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p><各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	2,500億円未満の部分	0.14300%	0.1300%	0.0550%	0.0550%	0.02%	2,500億円以上 5,000億円未満の部分	0.14289%	0.1299%	0.0549%	0.0550%	0.02%	5,000億円以上の部分	0.14278%	0.1298%	0.0548%	0.0550%	0.02%	支払先	対価として提供する役務の内容	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)																																					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)																																			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社																																
2,500億円未満の部分	0.14300%	0.1300%	0.0550%	0.0550%	0.02%																																	
2,500億円以上 5,000億円未満の部分	0.14289%	0.1299%	0.0549%	0.0550%	0.02%																																	
5,000億円以上の部分	0.14278%	0.1298%	0.0548%	0.0550%	0.02%																																	
支払先	対価として提供する役務の内容																																					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等																																					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等																																					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等																																					
その他の費用・ 手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>																																					

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJアセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。

■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

■委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により当ファンドの有価証券届出書を 2025 年 3 月 10 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。なお、有価証券届出書の届出の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。

以上